

## コロナウイルス発生に伴う小・中・高等学校・特別支援学校の休校に伴う、支給量変更手続きについて

### ○支給量変更手続きについて

- ・3月サービス提供期間は、コロナウイルスに係る緊急対応のための支給量変更に関し、通常の事務手続きを省略し、利用者から発達支援課への口頭による申告（電話または窓口）により、申告月からの支給量の増減を決定します。
- ・申告は利用者(保護者)本人からの申告のみとします。
- ・申告期限は3月31日午後17時までとします。
- ・申告内容は、①利用児童名、②受給者番号、③連絡先、④現在支給量、⑤希望支給量、⑥利用予定事業所名（複数の場合は全て）、⑦上限額管理事業所名（単独利用から複数利用する場合）となります。
- ・支給量変更の適用期間は、現時点で一律令和2年3月サービス提供分のみとなります。4月サービス提供期間からは受給者証に記載されている従前の支給量に戻ります。
- ・利用者の意向により、4月以降も継続して今回変更した支給量を要する場合は、4月30日までに利用者から通常の手続きが必要となります。なお、通常は申請月の翌月1日付の支給量変更となりますが、4月申請分は期日までの事後申請に関し当月1日付で支給量変更を行います。

### ○上限額管理の徹底について

- ・利用者の事業所利用が単独利用から複数利用になる場合は、利用者からの事務手続きが必要となります。また、上限額管理を行う場合は通園する事業所すべてに上限額管理を行う旨、お伝えください。
- ・事務手続きについては、通常の申請手続きを省略し、利用者から発達支援課への口頭による申告（電話または窓口）により、申告日より上限額管理事業所の設定をします。
- ・申告は利用者(保護者)本人からの申告のみとします。
- ・申告期間は先の支給量変更に関し、3月31日午後17時までとし、期日までは事後申告も認めるものとします。
- ・上限額管理事業所の適用期間は、一律令和2年3月サービス提供分のみとします。4月サービス提供期間からは適用が解除されます。
- ・利用者の意向により、4月以降も継続する場合は、4月30日までに利用者から通常の手続きが必要となりますのでご注意ください。

### ○支給量について

- ・市川市においては、現在の上限日数となる23日を上限とします。